



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 高橋正道

(コード番号8023 東証第二部)

問合せ先
執行役員経営企画部長 荻田 修
(TEL 03-3266-8111)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年6月27日開催の当社第53回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社取締役、常勤監査役、執行役員および従業員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、また、当社常勤監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的とする。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	6名	140個	当社常勤監査役	2名	20個
当社執行役員	10名	100個	当社従業員	648名	1,210個

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,470,000 株（新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、1,000 株とする）

(3) 新株予約権の総数

1,470 個

(4) 新株予約権の払込金額

払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成 21 年 6 月 21 日から平成 24 年 6 月 20 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7)新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、常勤監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11)組織再編時における新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12)新株予約権の割当日

平成 19 年 6 月 20 日

(13)新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会 平成 18 年 5 月 19 日

定時株主総会の決議日 平成 18 年 6 月 27 日

以 上